

国立大学法人金沢大学経営協議会学外委員からの「国立大学法人の機能強化へ向けた国による支援の充実を求める声明―第4期中期目標期間に向けて―」（令和3年8月11日）を受けて

令和3年8月30日

国立大学法人金沢大学

学長 山崎 光悦

今般、金沢大学経営協議会の学外委員（国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号に基づく）の皆様から発出された令和3年8月11日付け声明を受け、以下の通り表明致します。

国立大学にかかる第4期中期目標・中期計画期間（令和4年4月から）の運営費交付金については、「第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方検討会」において、その「審議まとめ」が取りまとめられ、これを受け、先般、文部科学省から「令和4年度国立大学法人運営費交付金における概算要求の方向性」が示されたところです。

概算要求の方向性の中において、国立大学には、人材輩出や研究を通じ、我が国経済の再生のほか、イノベーションによる産業活性化とともに新たな価値の創出を通じた地域活性化等への貢献が求められており、運営費交付金は、これらの求めに応じて各国立大学が担う「社会変革や地域課題解決のためのミッション実現を支える役割」であると位置付けられています。しかしながら、支援の枠組みにおいては、経営協議会の学外委員の皆様が先の声明において、各大学の多様性が損なわれる恐れがあると懸念していた、「各大学への客観・共通指標による評価に基づく傾斜配分の仕組み」が、第4期も継続する方針とされ、本学を含む国立大学がこれまで主張してきた望む方向性とは相違するものとなっております。

第3期中期目標期間における「各大学への客観・共通指標による評価に基づく傾斜配分の仕組み」は、各大学がより多くの配分額を獲得しようとするあまり、指標を達成することが目的化してしまい、かえって各大学の自由な経営判断を阻害しているといった指摘があります。また、研究に関する指標については、従前から十分な研究力を有する大学へ有利に働く指標に偏っており、その結果、そうした大学がさらに結果を伸ばす一方で、懸命に努力している大学の改革の進展度を測る指標になっていない、などといった指摘もあります。これらをはじめとする高等教育行政の各施策の実施によって、それらが各大学の機能強化にど

のように寄与したのか、各大学のマネジメント面の改革推進や教育研究についてさらなる向上が図られたのかなど、各施策の達成状況について十分な検証が行われるべきです。

文部科学省も国立大学協会も、学術・高等教育におけるそれぞれの立場から、第4期中期目標期間の運営費交付金の在り方に対する検討・提言等を行っておられるものの、こうした運営費交付金の配分にかかる制度設計について、広く国民的議論が行われているとは言い難く、本学としては、関係府省とそれに深い関係を持つ一部有識者の議論によって事実上決着されることを強く危惧しております。

本学は、環日本海に立地する世界卓越型大学を目指す地方国立大学として中長期的なあるべき姿「多様な価値観を持つ多様な人材が集まり、新たな価値が創造される場」の実現を掲げ、それに向けて、「卓越した研究実績に基づく世界水準の学術研究拠点」とともに「地方創生に資する地域の知の拠点」形成を目指し、学長のリーダーシップの下、改革プランに基づく教育・研究等にかかる種々のアクションプランを着実に実行してきました。私どものこれらの取組に対し、経営協議会の委員の皆様にあっては、深いご見識と幅広いご経験に基づき、貴重な助言を数多く頂戴してきました。また、本学の現状だけでなく、国立大学全体の現状にも危惧を抱かれ、先の声明を発出されましたこと、心より敬意を表するものであります。

現在、第4期運営費交付金の配分にかかる制度設計に携わっておられる関係各位におかれましては、各国立大学の経営に学外から参画しておられる方々の経験と発言に耳を傾けていただくとともに、大学改革に取り組む地方国立大学への財政支援の充実につきまして、今後とも引き続き、より一層のご理解及びご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。